

山都町地域防災計画

第3編

〔地震災害対策編〕



令和6年度

山 都 町 防 災 会 議

沿革

平成19年 6月19日 作成
平成20年 6月20日 修正
平成21年 6月 5日 修正
平成22年 6月 4日 修正
平成29年 6月 1日 修正
平成30年 6月 6日 修正
令和元年 6月 4日 修正
令和 2年 6月 1日 修正

※ 構成の変更の理由

「一般災害対策編」を「共通災害対策編」として構成を修正し、「地震災害対策編」の第4章として「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び第5章として「阿蘇火山広域避難推進計画」を新規記載した。

令和 3年 7月 1日 修正
令和 4年 7月 1日 修正
令和 5年 7月 1日 修正

※ 構成の変更とその理由

第3編 地震災害対策編は、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」としていたが、南海トラフの危険性が増大したことにより、改めて「南海トラフ地震災害対策推進計画」を別に記述し、第4編「南海トラフ地震災害対策推進編」として記述し、県の計画との整合性を図った。

よって、第5章である「阿蘇火山広域避難行動計画」を第4章として記述する。

令和 6年 7月 1日 修正

目 次

第1章 総 則

第 1 節	目 的	3
第 2 節	関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織 及び分掌事務	3

第2章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	4
第 2 節	自主防災組織育成計画	5
第 3 節	防災訓練計画	6
第 4 節	防災業務施設整備計画	8
第 5 節	火災予防計画	8
第 6 節	公共施設等災害予防計画	9
第 7 節	給水確保計画	9
第 8 節	避難収容計画	10

第3 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	11
第 2 節	職員配置計画	12
第 3 節	応援要請計画	15
第 4 節	地震情報伝達計画	16
第 5 節	災害情報収集・伝達計画	16
第 6 節	広報計画	17
第 7 節	避難収容対策計画	19
第 8 節	交通規制計画	21
第 9 節	救出計画	21

第4 章 阿蘇火山広域避難行動計画

第 1 節	総 則	22
第 2 節	阿蘇火山の噴火警戒レベル判定基準	23
第 3 節	広域避難の実施	25
第 4 節	広域避難対策	28
第 5 節	避難所の開設及び運営	29
第 6 節	今後の取組みについて	30

第 1 章 総 則

第1節 目 的

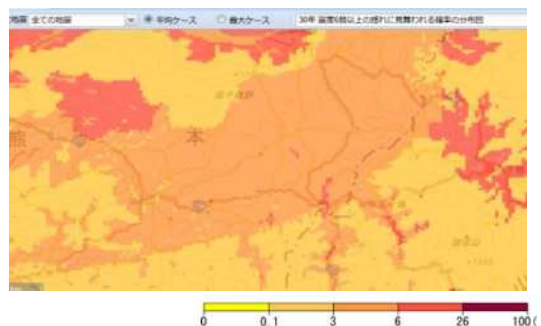
平成28年熊本地震は、山都町に甚大な被害をあたえ、町民生活に重大な影響を及ぼした。震災から5年が過ぎ、山都町として地震災害に対処するため、この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するために災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策の総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

【参考記述】

（地震：J - SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の規模の地震が今後30年間で3%～26%の確率で発生すると言われている。

山都町においては、緑川断層帯が存在し、山都町滝上付近から美里町払川付近にかけて分布する断層帯であり、全長約34kmと推測される。



活動した場合は、マグニチュード7.4のエネルギーが発生すると予測され、1回の活動におけるずれの量は3m程度の可能性がある。平均活動間隔は、3万年から6万年とも言われ、最新活動時期は不明であることから、日頃から地震の発生を想定し、災害に備える必要がある。

その他の地震災害として、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される。今後、30年間で70%～80%の確率で発生すると予測され、山都町においても、平成26年に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、宮崎県沖で震度7の地震が発生した場合は、山都町においても震度6弱以上の揺れが発生すると予測されている。

そのため、令和2年度においては、地域防災計画の中の「地震災害対策編（南海トラフ地震防災対策推進計画）」を作成するとともに、併せて、阿蘇山が噴火した場合の周辺市町村の避難確保のため、阿蘇火山広域避難推進計画を作成して円滑な避難確保及び迅速な救助に関する事項を町、近隣市町村並びに防災関係機関と必要な体制を確立することとしている。

第2節 関係機関等の処理すべき事務業務、災害対策本部組織及び分掌事務

1 関係機関等の処理すべき事務業務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、「令和6年度地域防災計画 別冊（共通災害対策編 第1章 第3節）」に掲げる事務又は業務を処理する。

2 災害対策本部組織及び分掌事務

災害の発生する、または発生した場合における応急対策を実施するための組織及び分掌事務については「令和6年度地域防災計画 別冊（共通災害対策編 第1章 第3節）」に掲げる組織及び分

掌事務とする。

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は自らの職員及び町民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとするこのため町及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会等開催により、防災教育を実施するものとする。

1 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、災害時の職員の初動による対応の遅れ、あるいは生命にかかわる事象に繋がることから、初動における行動を重視する。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

2 町民に対する防災知識の普及の方法

防災知識の普及に当たっては、自治振興区内の区民、行政区内の区民、単位の組単位のコミュニティー、老人会、女性部会等の組織、学校、施設等に対して防災知識普及のため、あらゆる手段をつくして普及徹底を図る。

特に、普及の方法に当たっては、職員による出前講座・防災説明会の活用を効果的に活用するとともに、防災訓練及び防災情報のホームページの記載、広報誌への掲載等、町民の意識の向上に努めるとともに、特に、要配慮者への配慮対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 震災対策の現状
- エ 平常時の心得（日頃の準備）

オ 地震発生時の心得

(2) 普及の方法

ア 社会教育を通じた普及

社会教育関係団体等の会合、各種研修・講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

ホームページ、広報誌（広報山都町等）、ライフビジョン、防災行政無線の利用、広報車の巡回、防災講話等の公園課の開催

ウ 防災訓練における普及

町民に避難訓練等の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上を図る。

3 防災知識の普及の時期

普及の時期は、年間通して実施することを基準とするが、実施の内容により、もっとも効果的な時期を選んで、適宜の時期に防災知識の普及を行うものとする。

4 防災相談

役場各課等は、一般町民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体勢を整え、町民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

第2節 自主防災組織育成計画

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を設立し、地震災害に備えるものである。

また、自治振興区ごとの設立において、人口及び地域的な特性等により防災訓練が希薄な地域もあるため、防災訓練の活動が活発化するため、行政区毎の自主防災組織の設立を推進する。

1 地域住民の自主防災組織

(1) 組織の編成単位（行政区以上の組織単位とする。）

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(2) 組織づくり

自治振興区などの自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。

ア 自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災講話及び防災説明会等の実施による防災知識の普及
- (イ) 自主防災組織による防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

イ 災害時の活動

- (ア) 情報収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護
- (オ) 給食給水

(5) 地区防災計画

自主防災組織は、地区防災計画を作成するものとする。

基本的な地区防災計画を作成した場合、年度の修正は、年度行事予定の修正及び役員改正の修正のみとし、作成本文及び年度修正分として、役場総務課防災係にするものとする。

2 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置を義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

この際、南海トラフ巨大地震の防災訓練は、一般的な地震災害防災訓練として行うことを基本とするが、南海トラフ巨大地震の被害の特性を踏まえ、隔年ごとの南海トラフ地震想定による訓練を行う。細部は、第4編「南海トラフ地震災害対策推進計画」による。

1 県防災訓練への参加

県が実施する防災訓練に参加し、県の状況付与に対して被害情報に基づく対応訓練及び関係機関との連携並びに各種処置事項を演練して防災能力の向上を図る。併せて、県の要請によるコントローラとして、他自治体への参加及び研修等に積極的に参加し、該当自治体の対応要領を確認する等、我町との相違等を確認して問題点を把握するとともに、参加職員自らのスキルアップに資する。

2 山都町総合防災訓練の実施

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、できる限り定期的に実施するものとする。

この際、総合防災訓練の実施においては、隔年ごとの実施とし、実動訓練を基準とする。

また、関係機関（警察・消防・自衛隊・医療機関・消防団等）との連携訓練を重視し、住民の参加

を促して実動訓練の総合的な検証を行うものとする。

3 基礎となる防災訓練の実施（机上訓練）

基礎となる防災訓練（地震想定（南海トラフ想定含む。））は、年度2回の訓練を基準とし、県防災訓練（地震想定（南海トラフ想定含む。））及び山都町防災訓練（地震想定（南海トラフ想定含む。））の実施を基本とする。

職員等の県防災訓練への参加は、その都度、訓練の規模等により、関係機関を含め、参加範囲を示すものとする。

4 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。（地震防災訓練年度1回基準）

- (1) 参集(非常呼集)訓練（2回）
- (2) 災害対策本部等設置訓練（3回）
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練（4回）
- (4) 避難(誘導)訓練（1回）
- (5) 救出・救護訓練（1回）
- (6) 物資輸送訓練・避難所開設訓練・確認訓練（想定による。）
- (7) その他必要な訓練（当時の状況による。）

5 住民等の訓練への助言等

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの継続した訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関・防災士は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

6 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。特に多くの参加者を募るため、行事と重ね実施することが望ましい。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 住民参加を求める場合の留意事項

実施訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行うものとする。

(4) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、AAR（訓練振り返り会議）を実施、訓練結果の評価を通して課題を明

らかにし、その改善に努めるものとする。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生時の未然防止及び被害の拡大防止の為に水防並びに消防及び救助に必要な通信施設及び各種機材器具等の整備並びに防災業務施設の被害の予防を図るものとする。

また、町庁舎は地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。

このため、耐震性、耐火性の確保及び大規模災害における災害対策本部室機能を円滑にするために、機能の充実を図ることを重視するとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検、応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒及び電力普及による通電火災等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼した場合、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、火災予防の徹底に努める。

1 火災防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

この際、「通電火災の防止を重視し、避難時のブレーカーを切る」ことを住民に周知する。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

(5) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であることから、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で、道路の幅員が狭いことから、消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する。

3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯

水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第6節 公共施設等災害予防計画

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁を重点に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

3 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施、必要に応じて耐震改修を実施する。

(2) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難道路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第7節 給水確保計画

1 水道施設の耐震化

緊急時に応急給水用の水が確保できるよう、検討する。

2 災害時応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。

3 住民による飲料水の確保

最低3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

※ 南海トラフ巨大地震の被害想定から、救援物資等の遅れが予測されるため、食料・飲料水等の備蓄は、3食1週間分を推奨する。また、日頃からの食品等のストックを行うとともに、期限前に使用する等家庭内流通（ローリングストック）を促す。

第8節 避難収容計画

1 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 避難場所

ア 避難場所の整備

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護する為に必要な規模及び構造を有する避難場所（公園等）の整備計画を検討するものとする。

イ 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

住民の生命、身体の安全を確保するため、次の規準により避難場所を選定、整備しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

- (ア) 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。
- (イ) 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するための安全を確保できる広さの空き地を有すること。
- (ウ) 要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。
- (エ) 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (オ) 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することだけはできるだけ避けること。

(2) 避難路

ア 避難路の整備

避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討するものとする。

イ 地震発生時に安全な避難路の選定

避難場所の選定に併せて、密集地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

2 避難指示

大規模地震発生時に、同時多発の火災による延焼拡大及び地鳴り、小石等の崩落によりがけ崩れ等の兆候が見られる場合など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のために警戒レベル4「避難指示」を発令するものとする。

3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の周知徹底

大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項の住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難所の名称及び場所

イ 難所への経路（予備経路含む）

ウ 避難指示の伝達方法

エ 避難所における衛生管理

(2) 管理者対策

病院、福祉施設、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置規準

本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生する恐れがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

町災害対策本部の組織及び編成等は、山都町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置規準については、次のとおりとする。

(1) 山都町災害対策本部設置（室）の基準

ア 自動設置

(ア) 管内で震度6弱以上の地震が発生した場合

(イ) 大雨特別警報が発表され、人的被害等の被害情報があった場合

※ 災害対策本部自動設置の場合は、その理由及び現状を町長の登庁後、速やかに報告することを基本とする。

イ 町長承認後の設置

(ア) 災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その被害の規模及び範囲から災害対策本部を設置し、応急対策を必要とする場合には、順序を経て町長の承認を得るものとする。

(イ) 激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合も同様とする。

ウ 町長不在時、または連絡が不通の場合

総務課長は、最上位者に状況を伝え、災害対策本部設置の承認及び災害対策本部長代理の旨の承認を得るものとする。

※ 最上位者は、町長との連絡がついた場合、状況を伝えるとともに指示を仰ぐものとする。

なお、町長の登庁までの間、災対本部の指揮・統制を行うものとする。

（総務課長が連絡不通の場合は、企画政策課長が実施する。）

(2) 山都町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて各支所、又は主要被災地に設置する。

2 熊本県現地災害対策本部との連携

山都町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合、県の現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに、次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

ア 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

イ 町長に事故があった場合は、副町長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

ア 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、主要な指示を受けるものとする。また、各課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

イ 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。

ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣等により町長に連絡するものとする。

2 組織の確立

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員の配置

ア 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置して情報の収集等に当たらせるものとする。

イ 警戒態勢

震度4の地震が発生した場合は、総務課防災係2人による警戒態勢をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行う。併せて、熊本県庁への状況報告（様式第1により）及び定時報告を実施する。また、防災係は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

ウ 1号配備態勢（災害警戒情報本部を設置）

震度5弱が発生した場合は、防災係4名は直ちに災害警戒情報本部を設置し、関係課（「緊

急登庁基準（地震）」を参照）担当課職員２人基準による警戒体制をとるものとする。

エ ２号配備態勢（災害警戒情報本部⇒ 状況により、災害対策本部設置に移行）

震度５強が発生した場合、防災係４名は直ちに災害警戒情報本部を設置し、関係課（「緊急登庁基準（地震）」を参照）は、各課１／２の出勤とし、被害等の情報収集及び対応にあたる。特に、避難所開設については、当時の被害状況及び余震にもよるが、避難所開設の準備を行う。

被害が拡大し、１／２の職員で対応困難な場合には、早急に判断して２号配備態勢から３号配備態勢への移行を準備する。その際、町長への承認及び町民への避難勧告等の周知を実施する。

また、危機管理官対策班（防災係）は、速やかに災害対策本部の設置を行う。

オ ３号配備態勢

全職員参集、災害対策本部自動設置（震度６弱以上）（「緊急登庁基準（地震）」を参照）

なお、職員が登庁していない課については、継続的に連絡して安否の確認を行う。各課等の業務に支障がある場合は、安否確認者の職員を総務課に報告し、総務課担当課の職員が連絡を行い安否の確認を継続して実施する。

連絡が取れた職員は、登庁できる状況であれば登庁させ、警戒体制を整えるものとする。

関係課は、職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

カ 災害対策本部の設置等

震度６弱以上の地震が発生した場合は、職員全員により対応するものとし、自動的に設置するものとする。なお、その旨を町長に報告し、登庁後直ちに、被害状況を報告する。

また、災害対策本部の設置要領については、登庁した職員から災害対策本部室の資器材等を搬入する等、災害対策本部の設置を優先に行うものとする。

キ 自主登庁

勤務時間外に震度６弱以上の地震を携帯電話、テレビ、インターネット等で確認した場合は、職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へ、その旨を連絡するとともに、本庁又は最寄りの支所、出張所あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

ク 非常呼集要領

非常呼集については「令和６年度災害時職員行動マニュアル」の緊急登庁基準により行う。

ケ 待機場所

上記ア～ウの配置態勢における職員の待機は、各課・支所とするが、総務課待機班に態勢の完了を報告するものとする。

コ 災害対策本部室の設置場所

次の順位により確保するものとする。

- １ 山都町役場本庁舎
 - ２ 蘇陽支所
 - ３ 清和支所
- とする。

状況により、現地災害対策本部を各支所及び山都町総合体育館に設置する場合もある。

※ 被害により本庁の使用が困難な場合、また被害が支所周辺に集中し、当該支所におい

て災害対策本部室を設置した方が対応容易な場合は、町長の判断により決定する。

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

※ 地震時の職員参集基準は、下記の「地震時の職員参集基準」とする。

地震時の職員参集基準

警戒態勢	震度	職員配置 態 勢	参 集 方 法 等
警 戒 態 勢	4	総務課 防災係2名 ※必要に応じ、関係課へ連絡の処置	[勤務時間内] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長 ⇒町長に報告 [勤務時間外] ○熊本地方気象台等からの地震速報 ⇒防災係 ○防災係2名は別命なく登庁し、被害等の情報収集を実施して、 じ後の警戒体制を確保する。また、県に対して定時報告等の定型様式による報告を実施する。(防災係 ⇄ 総務課長 ⇒町長) ○防災待機マニュアルに従い処置を実施
第1配備 態 勢	5弱	総 務 課 建 設 課 福 祉 課 健康ほけん課 農林振興課 学校教育課 環境水道課 企画政策課 各支所 その他必要な課	[勤務時間内] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長 (防災係：庁内放送) ⇒職員 [勤務時間外] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長 (防災係：庁内放送) ⇒職員 震度5弱の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、該当職員は、 直ちに自主登庁するものとする。人員は、各課2名を基準とし、必要に応じて増員するものとする。(細部は、各課等計画とする。) ※ 防災係(4名)は登庁し、被害情報の収集及び県等へ報告するとともに、 じ後の警戒態勢を確保する。 (防災係 ⇄ 総務課長 ⇒町長)

第 2 配備 態 勢	5 強	役場全課等	[勤務時間内] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送）⇒職員 [勤務時間外] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送）⇒職員 ○震度 5 強の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、各課等の示された職員は、直ちに自主登庁するものとする。 ※ <u>L Vにより職員参集の周知を勤務時間、問わず実施する。</u> ○職員は、各課等 1 / 2 を基準として出勤し、必要に応じて増員するものとする。（細部は、各課計画とする。） ○防災係 4 名は、登庁して被害情報の収集及び県等へ定時報告を行うとともに、じ後の警戒体制を確保する。
第 3 配備 態 勢	6 弱 以上	全 職 員	勤務時間内] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送）⇒職員 [勤務時間外] ○熊本地方気象台等情報 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送）⇒職員 ○L Vにより職員参集の周知を勤務時間問わず実施する。 震度 6 以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。 但し、家庭の事情及び道路の被害等によりで登庁できない場合は、各課長へその旨伝えるものとする。 ※ 細部の行動は「令和 6 年度災害時職員行動マニュアル」による。

第 3 節 応援要請計画

大地震による火災が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、山都町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、山都町地域防災計画 別冊「一般災害対策編 第 3 章 第 3 節自衛

隊派遣要請計画」によるものとする。

3 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援幹施の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の幹施を要請するものとする。

4 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の幹施等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、山都町地域防災計画 別冊「風水害対策編 第3章 第2節 気象予警報等伝達計画」によるものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務振興課を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

(1) 山都町・・・・・・・・・・防災関係課ごと 1名

(2) 防災関係機関・・・・・・・・・・当該関係機関ごと 1名

3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち(1)～(6)の情報収集に努めるものとし、初期の段

階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

なお、被害報告取扱要領は、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第6節 5項）に基づいて行うこととするが、急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- (1) 人的被害
- (2) 火災の発生状況(炎上箇所、延焼状況)
- (3) 家屋等の倒壊(住宅、ブロック塀等の倒壊状況)
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 土砂災害の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 医療救護関係情報
- (8) その他必要な被害情報

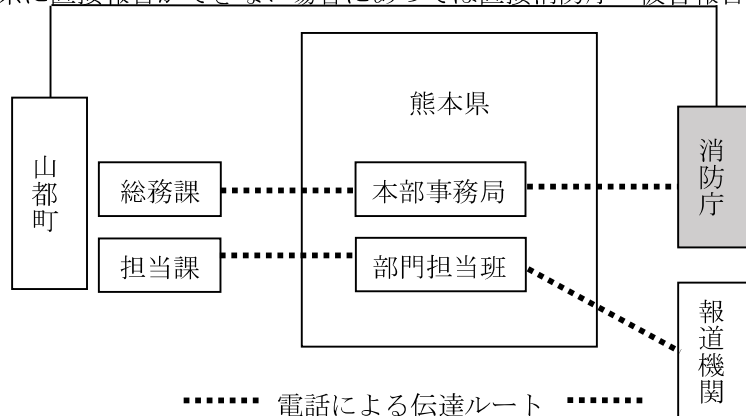
4 防災関係機関等の協力関係

被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、山都町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、相互に緊密な連携協力により、被害に関する情報共有を図るものとする。

5 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、次のとおりである。

(県に直接報告ができない場合にあっては直接消防庁へ被害報告)



○ 消防庁連絡窓口	
NTT 回線	消防防災無線
03-5574-0119	6060
FAX 03-5574-0190	FAX 6069
○ 熊本県危機管理防災課	
NTT 回線	熊本県防災行政無線
	(災害対策本部室)
096-333-2112	※ 330-6550
	(危機管理防災課危機管理班)
	※ 300-6513
FAX 096-383-1503	FAX ※ 300-7108

6 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第6節 広報計画

災害時の正確な情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として山都町地域防災計画「共通災害対策編 第3章 第5節 6項広報計画」による。

※ 報道対応要領の基準は「令和6年度災害時報道対応マニュアル」による。

4 町における広報活動

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ウ 町及び防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- エ 避難の勧告・指示（避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- オ 電気、ガス、水道等供給の状況
- カ 防疫に関する事項
- キ 火災状況
- ク 医療救護所の開設状況
- ケ 給食・給水実施状況
- コ 道路、河川等の公共施設被害
- サ 道路交通等に関する事項
- シ 一般的な住民生活に関する情報
- ス 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- セ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ソ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様の応じて次の広報手段のうちもっとも有効かつ適切な方法によるものとする。

- ア 防災行政無線による広報
 - イ 広報車等による広報
 - ウ 消防団による広報
 - エ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
 - オ 広報誌、チラシ、ポスター等
 - カ 避難場所への職員の派遣
 - キ 自主防災組織等による広報
 - ク 町の防災アプリ LV（ライフビジョン）及びホームページ
 - ケ その他状況に応じ効果的な方法
- (3) 報道対応計画
- 報道に対する対応については、正確な情報及び情報の適時性から一元化を図り、誤解・誤報等がないように努める。
- ※ 報道対応要領の基準は「災害時報道対応マニュアル」による。

第7節 避難収容対策計画

- 1 避難準備情報（高齢者等避難及び避難指示）の内容及びその周知
- 町長の高齢者等避難及び避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。
- (1) 要避難対象地域
 - (2) 避難先
 - (3) 避難理由
 - (4) 避難経路
 - (5) 避難時の注意事項
-
- 2 高齢者等避難及び避難指示の周知の方法
- 町長の命により、高齢者等避難及び避難指示を周知する者は、次の危険レベルの適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。
- (1) 戸別防災行政無線及び各地域設置（13カ所）の屋外拡声器（6カ所）による周知
 - (2) 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
 - (3) サイレン等による周知
 - (4) 広報車による周知
 - (5) 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
 - (6) 報道機関を通じての周知
 - (7) 町の防災アプリ（ライフビジョン）及びホームページ
-
- 3 警戒区域の設定
- 町長若しくはその委任を受けた町の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

4 避難誘導

町長の命により避難指示を周知する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ部落単位等で集団避難を行うものとし、特に、災害時要援護者（高齢者、障害者、児童、妊婦、外国人等）の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な地域に指定してある道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障害者、児童、外国人等の災害弱者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置する事が出来ない場合には、関係市町村と協議し、関係の近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

(3) 避難所運営職員の派遣

ア 指定避難所を開設した場合、各指定避難所（指定した6か所）には、その維持管理のため原則として町職員を配置するものとする。その他の指定避難所（指定避難所8カ所）については、開設・運営は住民で行うが、避難所担当課（者）を指定して、該当避難所の安全の確保及び避難者の状況並びにニーズ等の確認を行うものとする。

イ 指定緊急避難所を開設する場合、開設・運営については、地域住民により行うが、避難状況及び救援物資等の要望を役場に要請するとともに、役場担当部署は、その避難状況を把握し、救援物資等の配布について適切に対応するものとする。

ウ 職員を配置しない指定車中泊専用避難所等の開設状況及び避難状況を担当地区の区長等は、役場総務課防災係に定期的（2時間を基準）に連絡するものとする。

(4) 避難所開設の県への報告、指定車中泊専用避難所等の設置を町が、開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。

町は、指定車中泊専用避難所等の避難者の状況を定期的に確認して救援物資等の避難支援を行うものとする。

6 災害弱者への配慮

(1) 要援護者に係る対策

ア 安否確認、救護活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害弱者の安否確認、救護活動を実施するものとする。なお、消防機関等は、救助に当たって、災害弱者の救助に配慮する。

イ 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

ウ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害弱者に対して、巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

ア 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

イ 避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

ウ 災害時多言語電話サービス

共通災害対策編 第3章「災害応急対策計画」第10節「避難収容計画」9項「災害時要配慮者個別避難計画の推進」(10)「災害時多言語電話サービスの導入について」参照

7 避難予定場所

避難予定場所については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第10節 避難収容計画」によるものとする。

第8節 交通規制計画

交通規制計画については、山都町地域防災計画 別冊「共通災害対策編 第3章 第19節 交通対策計画」によるものとする。

第9節 救出計画

1 実施責任者

(1) 救出は原則として町（消防団）、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。

また、実施責任者は、災害の状況・被害現場により災害対策本部が決定する。

(2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者をいう。
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか
が不明の者をいう。

3 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

ア 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場
付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ 救出活動に必要な車輛、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出
活動を実施するものとする。

ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を
求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努め
るものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機
関、警察等に連絡して早期救出に努めるものとする。

なお、人命救助等を行う場合は、自らの安全を確保し、二次的被害防止に着意する。

第4章 阿蘇火山広域避難行動計画

第1節 総論

1 本計画の位置付け

本計画は、阿蘇火山広域避難計画（以下「広域避難計画」という。）に基づくものであり、市町
村の区域を越える広域避難を行う際の対応について定める。

本計画に記載のない事項は、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺
市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、避難実施に際して関係機関の協議が
必要な事項については、必要に応じて熊本県火山防災協議会、阿蘇火山防災会議協議会を開催して
合意形成を図ることとする。

なお、本計画は中岳を想定火口としているが、中岳以外に新規火口を形成するような噴火も想定
されるため、本計画を準用し、状況に応じて必要な検討を行う。

また、火山災害と風水害、地震等が複合的に発生した場合の対応については、県、火口周辺市町村
及び外輪山周辺市町村の地域防災計画等の風水害、地震等に関する記載を準用し、複合的に対応す
べき事態への対策について、検討を行う。（熊本県阿蘇火山広域避難行動計画からの抜粋）

2 本計画における用語の定義等

本計画における用語の定義等については、次のとおりとする。

(1) 広域避難

火山現象の状況、避難者数、収容状況等により、自市町村の区域を越えて他市町村に避難することを「広域避難」、広域避難を行う住民を「広域避難者」という。

(2) 火口周辺市町村と外輪山周辺市町村

協議会を構成する阿蘇市、高森町、南阿蘇村を「火口周辺市町村」、外輪山の周辺に位置し、火口周辺市町村の避難者を受け入れる菊池市、大津町、南小国町、小国町、西原村、産山村、山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町を「外輪山周辺市町村」という。

(3) 避難実施市町村と受入市町村

住民が広域避難を行う市町村を「避難実施市町村」、広域避難者の受入れを行う市町村を「受入市町村」という。

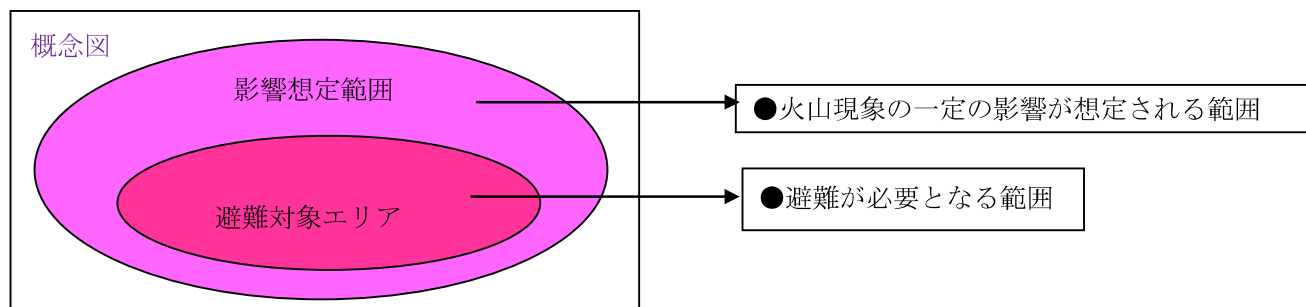
(4) 受入避難所と一時集結地

受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所を「受入避難所」、広域避難者が受入避難所に避難する前に一旦集合する中継地点を「一時集結地」という。

(5) 影響想定範囲と避難対象エリア

本計画では、広域避難の対象となる火山現象について、それぞれ一定の影響が想定される範囲を「影響想定範囲」とし、その中から避難が必要となる範囲を「避難対象エリア」とする（図3）

図3 影響想定範囲と避難対象エリア



第2節 阿蘇火山の噴火警戒レベル判定基準

1 噴火警戒レベルの区分

現時点で噴火警戒レベルが設定されているのは中岳火口からの噴火のみである。

(1) レベル1（活火山であることに留意）

静穏な火山活動。若干の火山性地震、火山性微動の発生はありうる。中岳火口の場合、火口内にとどまる程度の土砂噴出等の可能性がある。

(2) レベル2（火口周辺規制）

火口から概ね1 km 以内に影響する小噴火の可能性がある。中岳火口の場合、火口内の顕著な温度上昇、湯だまり量が減少、ごく小～小噴火の発生など、火山活動が高まった状態を指す。

(3) レベル3（入山規制）

火口から概ね 1 km を超え、概ね 2 km 以内、状況により概ね 4 km 以内に影響を及ぼす中噴火の可能性がある。

※ 近代的な観測を開始した 1931 年以降では、大きな噴石や火砕流（火砕サージ）は 1 km を超えた事例もある。

(4) レベル 4（高齢者等避難）から 5（避難）

レベル 3 の段階から、噴火活動がさらに活発化、あるいは活発化すると想定される現象が観測され、居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が発生することが予想、もしくは切迫していると考えられる状態となる。

2 噴火警戒レベルの判定基準とその考え方

(1) 【レベル 2】（判定基準）

レベル 1 の段階で、（火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性）次の現象が観測された場合、レベルを 2 に引き上げる。

ア 火山性微動の振幅の増大（中岳西山腹観測点南北動成分で 1 分間平均振幅 $2.5\mu\text{m/s}$ 以上が 1 時間以上継続）

イ 規模の大きな火山性微動（現地で震度 1 相当以上）の発生

ウ 火口内の土砂噴出の活発化（高さ約 30m 以上）

エ 以下の現象が複数項目観測された場合

(ア) 火山性微動（中岳西山腹観測点南北動成分の 1 分間平均振幅 $1.5\mu\text{m/s}$ 以上）が 1 時間以上継続

(イ) 火山ガス（二酸化硫黄）の 1 日あたりの放出量が概ね 1,500 トン以上

(ウ) 山体膨張を示す地殻変動（GNSS 等で観測される比較的緩やかな地殻変動）

(エ) 湯だまりの量が急激に減少または消失（量＝中岳第一火口底の 3 割以下、火山性微動や表面現象を伴わないままゆっくり減少、または消失した場合を除く）

(オ) 中岳火口（中岳第一火口以外）で地熱域の発現・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生・ごく小～小噴火の発生（大きな噴石飛散、火砕流等が火口から概ね 1 km 以内にとどまる程度、火口近傍に降灰する程度のごく小噴火も含む。）

※ GNSS：全球測位衛星システム（米国・ロシア・日本・欧州連合の衛星測位システムの総称）

(2) 【レベル 3】（判定基準）

レベル 1～2 の段階で、次のいずれかの現象が観測された場合、レベルを 3 に引き上げる。警戒が必要な範囲は、火口から概ね 2 km 以内を原則とするが、大きな噴石の飛散距離や火砕流の到達距離によっては最大概ね 4 km 以内まで拡大する。

※ 火口から概ね 2 km 以内、状況により概ね 4 km 以内に影響を及ぼす噴火の可能性がある場合次のいずれかが観測された場合

ア 規模の大きな火山性地震（現地で震度 1 相当以上）の多発

イ 火口底の赤熱現象の急激な進行

ウ 火口直下の増圧を示す急激で顕著な地殻変動（概ね $0.1\mu\text{rad/h}$ 以上の傾斜変化等）と同時に、火山性微動の振幅の増大または火山性地震の多発

- エ 噴火活動中に火山性微動が概ね 3 時間以上停止
- オ 火山性微動の振幅の増大（中岳西山腹観測点南北動成分の 1 分間平均振幅が $4\mu\text{m/s}$ 以上）かつ振幅が大きく変動
- カ レベル 2 への引上げ基準を満たす現象が観測される中、加えて以下の現象が複数観測された場合
 - (ア) 火山性微動の振幅の増大（中岳西山腹観測点南北動成分の 1 分間平均振幅が $4\mu\text{m/s}$ 以上）または、振幅が大きく変動
 - (イ) 火山ガス（二酸化硫黄）の 1 日あたりの放出量が概ね 2,000 トンを超えて急激に増加傾向（2～3 倍程度）
 - (ウ) 火口直下の増圧を示す急速な地殻変動（概ね $0.02\mu\text{rad/h}$ 以上の傾斜変化等）
 - (エ) 長周期パルスの発生（広帯域地震計：周期概ね 10 秒以上かつ振幅概ね $20\mu\text{m/s}$ 以上）
- ※ 火口から概ね 1 km を超え、概ね 4 km 以内に影響を及ぼす噴火が発生
 - キ 火口から概ね 1 km を超え、大きな噴石飛散、火砕流が到達等
 - ク 古坊中観測点の空振計で 150Pa 以上の空振を伴う噴火の発生
- (3) 【レベル 4】（判定基準）
 - 居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性（溶岩流が居住地域に到達数る可能性）
- (4) 【レベル 5】（判定基準）
 - 居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が切迫（溶岩流が居住地域に切迫）

第 3 節 広域避難の実施

1 広域避難の実施体制

(1) 県の体制

火口周辺市町村が広域避難を実施する際は、県は熊本県地域防災計画第 3 章第 1 節の規定による災害対策本部を設置し、必要な調整等を行う。ただし、災害対策本部設置以前の熊本県地域防災計画第 3 章第 2 節による警戒体制や、災害警戒本部を設置している場合においても必要な調整等を行う。

(2) 火口周辺市町村の体制

火口周辺市町村が広域避難を実施する際は、当該市町村は災害対策基本法 第 23 条の規定に基づく災害対策本部を設置し、県及び受入市町村と連携を図りながら広域避難を実施する。

(3) 受入市町村の及び関係機関

受入市町村は、県及び火口周辺市町村と連携を図りながら、広域避難者の受入れに必要な体制をとるものとする。

(4) 火山災害と風水害、地震等が複合的に発生した場合の対応については、県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画等の風水害、地震等に関する記載を準用し、複合的に対応すべき事態への対策について検討を行う。

(5) 山都町の役割

山都町は、熊本県阿蘇火山広域避難行動計画に基づき、阿蘇火山広域避難行動計画を作成する。阿蘇山が、大噴火を起こし、火口週周辺市町村（阿蘇市・高森町・南阿蘇村）が避難を余儀なくされる場合、外輪山周辺市町村である山都町が、高森町から避難者の受入れを行う際の

計画について定める。

本計画に記載のない事項は、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、避難実施に際して関係機関の協議が必要な事項については、必要に応じて熊本県火山防災協議会、阿蘇火山防災会議協議会を開催して合意形成を図ることとする。

2 広域避難実施の手順

(1) 広域避難の要否判断

避難実施市町村が避難指示を発令する場合、その避難対象エリア内の住民基本台帳人口をもとに避難対象者数を推計し、原則として、自市町村内の避難所等への避難（以下、「自市町村内避難」という。）、火口周辺市町村（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）への避難（以下、「火口周辺市町村避難」という。）、外輪山周辺市町村への避難（以下、「外輪山周辺市町村避難」という。）の順に避難先の検討を行う。ただし、噴火の規模や日常の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難ではなく、外輪山周辺市町村へ直接避難を行う場合もある。

(2) 避難実施手順

広域避難を実施する際の実施手順は、県広域避難計画「第3編 第1章 1 広域避難の実施手順」に定めがあるが、具体的な実施手順は次のとおりとする。

(ア) 避難実施の市町村である高森町は、避難情報（被害状況、火山活動の状況、避難を予定している地区の名称、避難者数等）を受入市町村である山都町に連絡し、広域避難の受入可否の確認及び避難所開設の要請を行う。

(イ) 山都町は、一時集結地を決定し、高森町の被災状況等を考慮し、受入可否の検討を行い、その結果を高森町に連絡する。避難者の受入れが可能と判断した場合は、避難所の開設及び避難者受入れの準備を開始する。

また、高森町と調整し、必要に応じて一時集結地の開設を決定し、開設準備を行う。一時集結地は、状況により高森町に開設する場合もある。

(ウ) 避難所開設、一時集結地開設完了の連絡

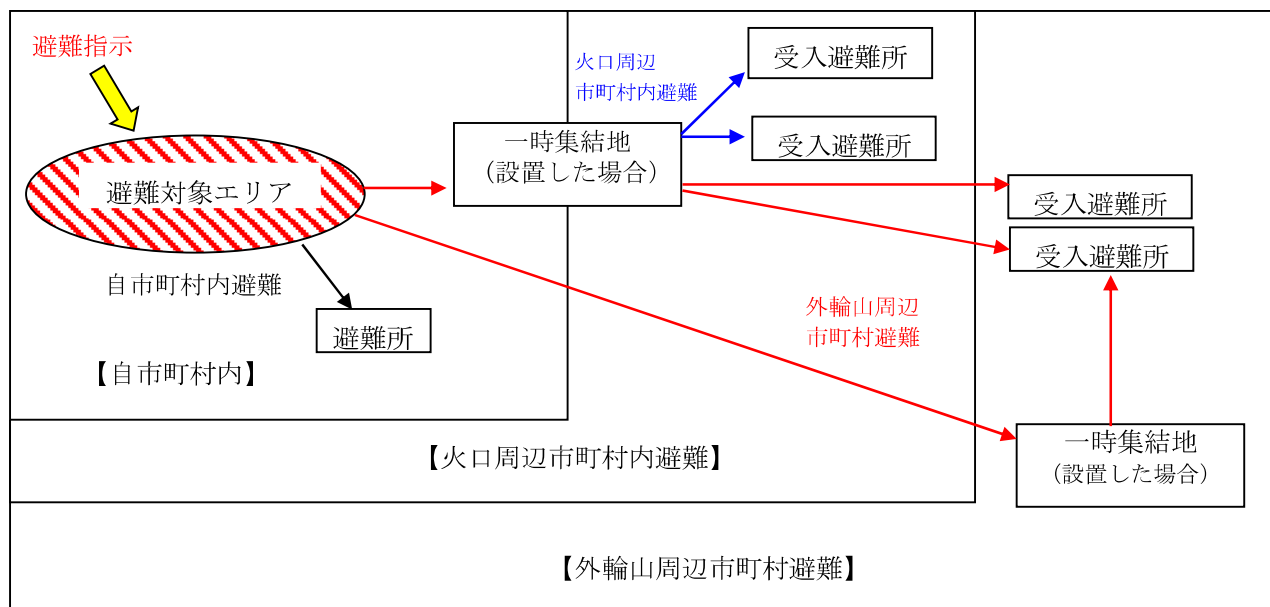
山都町は、避難所の開設及び避難者受入れの準備が完了したときは、高森町にその旨の連絡を行う。なお、山都町に一時集結地を開設する場合、一時集結地の開設が完了したときには、高森町にその旨の連絡を行う。また、山都町は、併せて県に避難所の開設完了を報告する。

(エ) 一時集結地の決定

駐車場の確保が困難な場合や、避難所開設に時間を要する場合は、避難対象エリア外に一時集結地を設ける。一時集結地は予め候補地を定め、管理者との協定書を締結することが望ましい。

※ P27【図4（広域避難イメージ）】参照

【図4 広域避難イメージ】



(オ) 高森町は、避難指示を発令するとともに、広域避難開始を山都町に連絡する。

(カ) 広域避難者の報告

高森町は、受入避難所で広域避難者の受入れを行うとともに、広域避難者数を山都町に連絡する。なお、受入避難所に高森町の職員が到着していない場合は、山都町の職員が受入避難所ごとの広域避難者数を把握する。

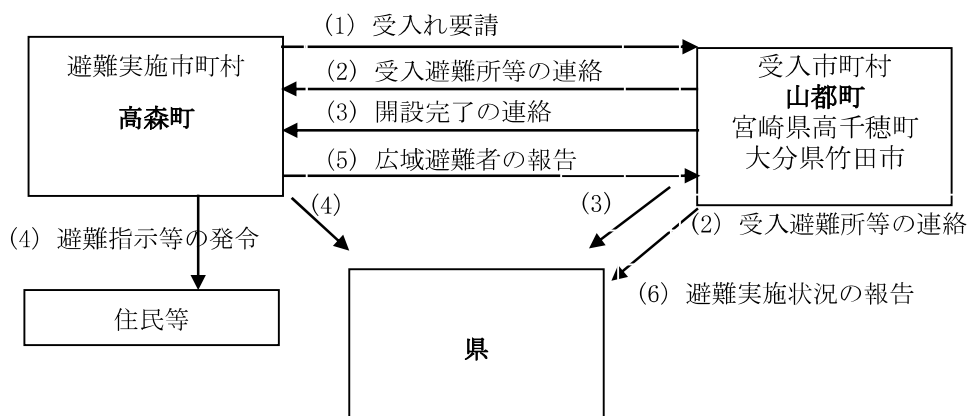
(キ) 避難実施状況の報告

山都町は、高森町からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難者数を把握し、県に報告する。

(ク) 広域避難の基本的考え方

広域避難の実施フロー（図1）

図1 広域避難の実施フロー



(7) 避難実施状況の集約・関係者共有

(ク) 避難場所の基準

- a 火口周辺市町村間の避難
- b 阿蘇市 ⇔ 高森町 ⇔ 南阿蘇村 ⇔ 阿蘇市
- c 外輪山周辺市町村への避難
 - 阿蘇市 ⇒ 菊池市・大津町・小国町・南小国町・産山村・大分県竹田市
 - 南阿蘇村 ⇒ 大津町・西原村
 - **高森町** ⇒ 宮崎県高千穂町・大分県竹田市・**山都町**

3 避難情報の段階的発令

避難実施市町村は、福岡管区気象台から発表される噴火警報（噴火警戒レベル）、火山の状況に関する（臨時）解説情報、降灰予報等を参考に、噴火前から段階的に、高齢者等避難、避難指示を発令する。発令に当たっては、広域避難計画「第2編 第1章 基本方針 3 避難指示等発令基準」及び「第2編 第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等発令基準の整理」を参照すること。噴火前（噴火警戒レベル4）、噴火前（噴火警戒レベル5）・噴火直後、噴火後の各段階において発令する避難情報とその対象範囲等を表1に整理する。

【表1 段階別の避難情報の発令】

	噴火レベル		山都町の行動の基準
特別警報	5	避難（危険な住居地域から避難）	避難所開設・当初の運営・報告 災害警戒本部設置
	4	高齢者等避難（住居地域での避難準備）	避難所開設準備 ※状況より、避難所開設等、レベル5に準じて行動
警報	3	入山規制（住民は通常の生活）	情報収集及び住民周知
	2	火口周辺規制（住民は通常の生活）	情報収集
予報	1	活火山であることに留意（住民は通常の生活）	

第4節 広域避難対策

1 広域避難路の指定及び確保

(1) 広域避難路の確保

避難実施市町村は、広域避難路を決定した場合には、県、警察及び関係機関と情報共有を行い必要に応じて、道路管理者に広域避難路の道路啓開を要請する。また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、関係機関と予備経路を検討する。

(2) 避難誘導等

道路管理者は、広域避難路の道路啓開を行うとともに、必要な交通規制、応急復旧を行う。また、交通規制情報、復旧状況を関係機関で共有する。

2 一時集結地の定義

- (1) 受入避難所に避難する前に一旦集合する中継地点を一時集結地という。受入避難所での駐車場の確保が困難となることが予測される場合及び受入避難所の開設に時間を要する場合に設置する。

また、避難行動要支援者や社会福祉施設等の入所者や入院患者の避難に際して、バスを利用する時の乗車場所を兼ねて設置する場合もある。

- (2) 一時集結地の候補地

駐車場等の十分なスペースを確保できる施設を予め候補地として選定し、高森町及び本町は、施設管理者との協議、調整を行う。

- (3) 一時集結地の開設・運営・案内等

一時集結地は避難対象エリアの外に設置する。一時集結地を高森町に設置する場合は、高森町が開設、誘導、案内等の運営を行う。また、山都町内において設置する場合は、開設は山都町が一時集結地を開設、誘導、案内等の運営を行う。

3 広域避難経路の開設

- (1) 主な広域避難路

市町村	広域避難経路
高森町	国道 265 号
山都町	国道 325 号、国道 415 号、国道 218 号 県道 319 号、グリーンロード南阿蘇

- (2) その他の広域避難路

本町は、高森町との広域避難計画について協議し、広域避難路及び一時集結地等について調整し、決定した場合には、県、警察及び関係機関と情報共有を行う。

また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、予備経路を検討する。

第5節 避難所の開設及び運営

1 受入（山都町）の対応事項

- (1) 平常時

広域避難行動計画の見直し、高森町との避難行動計画についての調整等

- (2) 噴火警戒レベル2又は3

山都町は、広域避難者の受入を円滑に行うために、受入避難所施設、一時集結地施設との使用に関する調整を行う。

- (3) 噴火警戒レベル4以上

広域避難が必要となった場合、避難実施市町村である山都町と受入市町村である高森町が調整し、受入避難所を決定する。また、必要に応じて一時集結地の開設を決定する。

- (4) 広域避難開始後

本町は、受入避難所ごとの広域避難者の把握及び県に対する報告を行う。

また、受入避難所及び一時集結地に職員を派遣し、高森町からの避難者の受入の対応を行う。

2 避難所の運営

(1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村である高森町の職員及び町内会等が行う。

しかし、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村である山都町が地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、避難所の運営を支援する。

(2) 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、避難実施市町村である高森町が負担する。

原則として、受入市町村である山都町が立替払いした費用を、後日、避難実施市町村である高森町が受入市町村である山都町に支払うものとする。

具体的な支払方法は、高森町と山都町が協議して決定する。

(3) 駐車場の確保

本計画では、自家用車による避難を原則としている。そのため、避難の実施時には、避難所の駐車場が不足するおそれがあるため、避難所以外の公共施設や民間施設の駐車場の活用などにより、駐車場の確保に努めるものとする。

(4) 避難所の生活環境の保護

避難所の運営に当たり、県及び関係機関やボランティアの協力を得て行う。

この際、要配慮者への対応、避難者のプライバシーの保護、ペット対策にも配慮する。

3 広域指定避難所

基本的に現指定避難所を使用するのを基本とする。

別 紙「阿蘇火山噴火対応山都町指定避難所一覧」

第6節 今後の取組みについて

1 高森町との連携強化

平常時において県の防災訓練に積極的に参加して非常時の行動に資するとともに、高森町との防災計画・訓練の調整を綿密に行い、広域避難に関する行動を容易にする。

2 避難が長期化する場合、県、関係市町村、関係機関等の協議・検討を経て細部の避難計画を見直す。

その際、山都町においても避難所の集約等検討して職員等の負担軽減等を図る。

3 避難所における問題点

(1) 感染症対策については、今後改善を図るとともに、高森町との整合性を図っていく。(マスク・消毒液・間仕切り等の備蓄及び使用の区分・使用した場合の協定書の作成)

(2) 広域避難の場合の山都町への降灰被害時の受入れ可否の検討

(3) ペット対策については、町としての決定事項を地域防災計画に記載する必要がある。

本計画については、山都町地域防災計画の記載事項によるものとする。

(令和6年6月14日0900現在 修正)

阿蘇火山噴火対応山都町指定避難所一覧

ON	地区名	施設名	住 所	収 容 人 数
1	避難集結場所	中島体育館	北中島2536	
2		そよ風パーク	今317－1	
3		山都町総合体育館(パスレル)	千滝271	
1	(避難所集約避難所) 二次避難所	矢部保健福祉センター千寿苑	千滝232	150
2		清和支所	大平385	75
3		清和山村基幹集落センター	大平306－1	75
4		蘇陽支所	今500	125
5		馬見原公民館	馬見原218	50
6		山都町総合体育館(パスレル)＋300	千滝271	500
小 計				975
7	一次避難所	中島体育館	北中島2536	150
8		旧朝日小学校(体育館含む)	井無田1144	200
9		白糸第1体育館	新小886	200
10		旧白糸第2小学校(体育館含む)	菅2287	200
11		旧白糸第3小学校(体育館含む)	目丸2427	200
12		御岳中央地区コミュニティー施設 皆和	男成1252－3	25
13		下矢部東部体育館	白小野168	50
14		下矢部西部改善センター	猿渡4799－1	50
15		JAかみましき名連川支所	黒川564－5	25
16		下名連石老人憩いの家	下名連石463－1	15
小 計				1,115
合 計				2,090

○ 現、指定避難所を阿蘇火山噴火対応時の高森町の避難者の避難確保のために使用する。
 上記の避難所は、当初の受入れ避難所として1次指定避難所、避難者が増加するに従い、2次避難所を開設する。長期化した場合、効果的な援助体制を確保するため集約する。
 ※総合体育館パスレルは、避難所としては、約200名であるが武道場兼多目的室等を最大限に活用した場合約500名の収容が可能。
 ○ 指定避難所16カ所を最大限に開設した場合、避難者収容数：約2000名が収容可能。